

右請求人 A を除くその余の請求人らに対する汽車顛覆致死、請求人 A に対する同
帮助被告事件について、昭和三六年八月八日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し、
検察官のみから上告の申立があつたが、該事件については、昭和三八年九月一二日
当裁判所において上告棄却の判決の言渡しがあり、上告審において生じた費用につ
き請求人らから別紙のとおり補償の請求があつたので、当裁判所は、検察官の意見
を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

請求人らに対し各別紙上訴費用補償額計算内訳書記載の金二八、九二〇
円を交付する。

昭和三八年一一月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	朔	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下	飯	坂	潤
				夫

<別紙は省略>